2026 年 11 月 1 日　現在

身体拘束実施割合

１．身体拘束に関する基本的な考え方

身体拘束その他の行動制限（以下「身体拘束等」という。）は、患者の行動の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に行わないことを基本方針とする。

また、身体拘束等は、身体的・精神的弊害を伴う可能性があるため、患者本人または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しない。

当院は、身体拘束ゼロを目標とし、やむを得ず身体拘束等を実施する場合においても、必要最小限かつ最短時間となるよう努める。

■身体拘束最小化の基準に係る実施割合の計算方法は以下の通りです。

$$\text{身体的拘束の実施割合} = \frac{\text{直近３ヶ月間の入院料算定日数のうち、身体的拘束を実施した日数}}{\text{直近３ヶ月間の入院料算定日数}}$$

■当院の身体的拘束最小化に係る実施割合は以下の通りです。

対象期間　：　2026 年 8 月 1 日～2026 年 10 月 31 日

	直近３ヶ月間の入院料算定日数	直近３ヶ月間の入院算定日数のうち、身体拘束を実施した日数	身体拘束の実施割合
全体	３，８３７日	０日	0%
内科	１，９０７日	０日	0%
療養	１，９３０日	０日	0%